

市民緑地（いこいの森）の開設について

区では、屋敷林等の保全を図るため、都市緑地法に定められた市民緑地制度を活用し、現在、区内に3か所の市民緑地（いこいの森）を開設している。次年度以降、さらなる開設に向けて、杉並実行計画（第2次）において計画化を図っているところであるが、このたび、区内屋敷林所有者から同制度を活用したい旨の申し出があった。これを受けて調査・検討を行ったところ、市民緑地としての活用が適切であることから、以下のとおり、無償で借り受け、令和6年度の開設に向けて取組を進めることとする。

1 用地の概要（別紙1及び別紙2参照）

- (1) 所在地 杉並区南荻窪三丁目23番（地番：杉並区南荻窪3丁目178-1の一部）
- (2) 面積 約460㎡
- (3) 現況
 - ケヤキ、シラカシ、ヒノキ等の大木で構成される良好な樹林地である。
 - 公園緑地が周辺に少なく、オープンスペースとして整備する効果が高い地域にある。

2 整備・管理方針

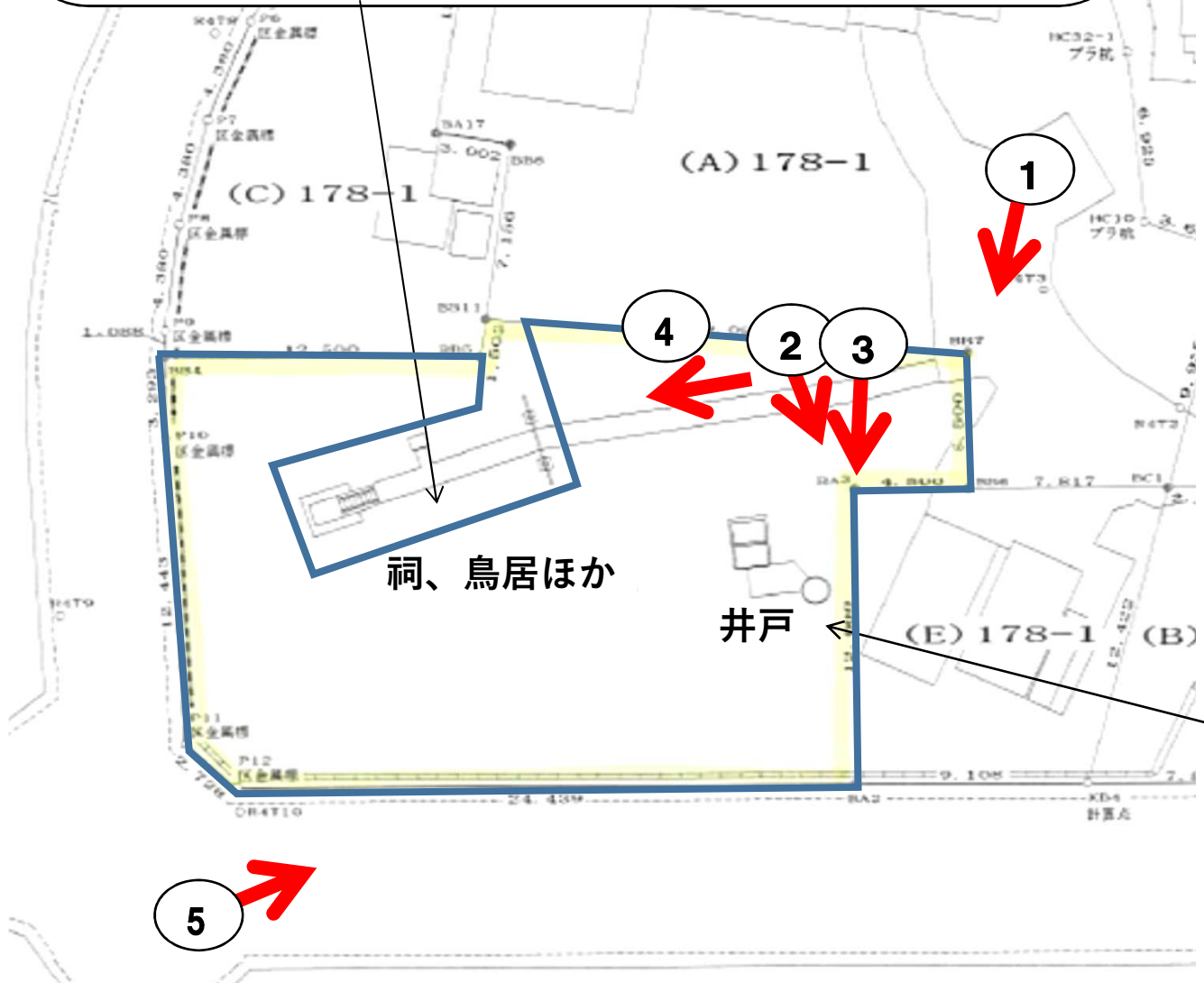
- 区と所有者により20年間の無償借地契約を締結し、標示板、柵、照明灯等必要な施設整備を区が行う。
- 区が樹木維持管理や清掃などを行いながら、樹林地を区民に公開する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年	12月	市民緑地契約
令和6年	1～4月	設計
	5～8月	整備工事
	9月	市民緑地開設



祠、鳥居ほか



井戸



市民緑地制度について

<市民緑地制度>

制 度： 土地所有者等と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度

根 拠： 都市緑地法 第五十五条（市民緑地契約の締結等）

基 準： 都市計画区域内の300㎡以上の土地、または人工地盤、建築物等

土地所有者のメリット：

- ①地方公共団体などが緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。
- ②契約期間が20年以上等の要件に該当する場合は、相続税が2割評価減。
- ③土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税。